

教育の内部質保証における自己点検・評価結果に対する
大学評価本部の検証結果及び改善意見
【教育内容:学士課程】

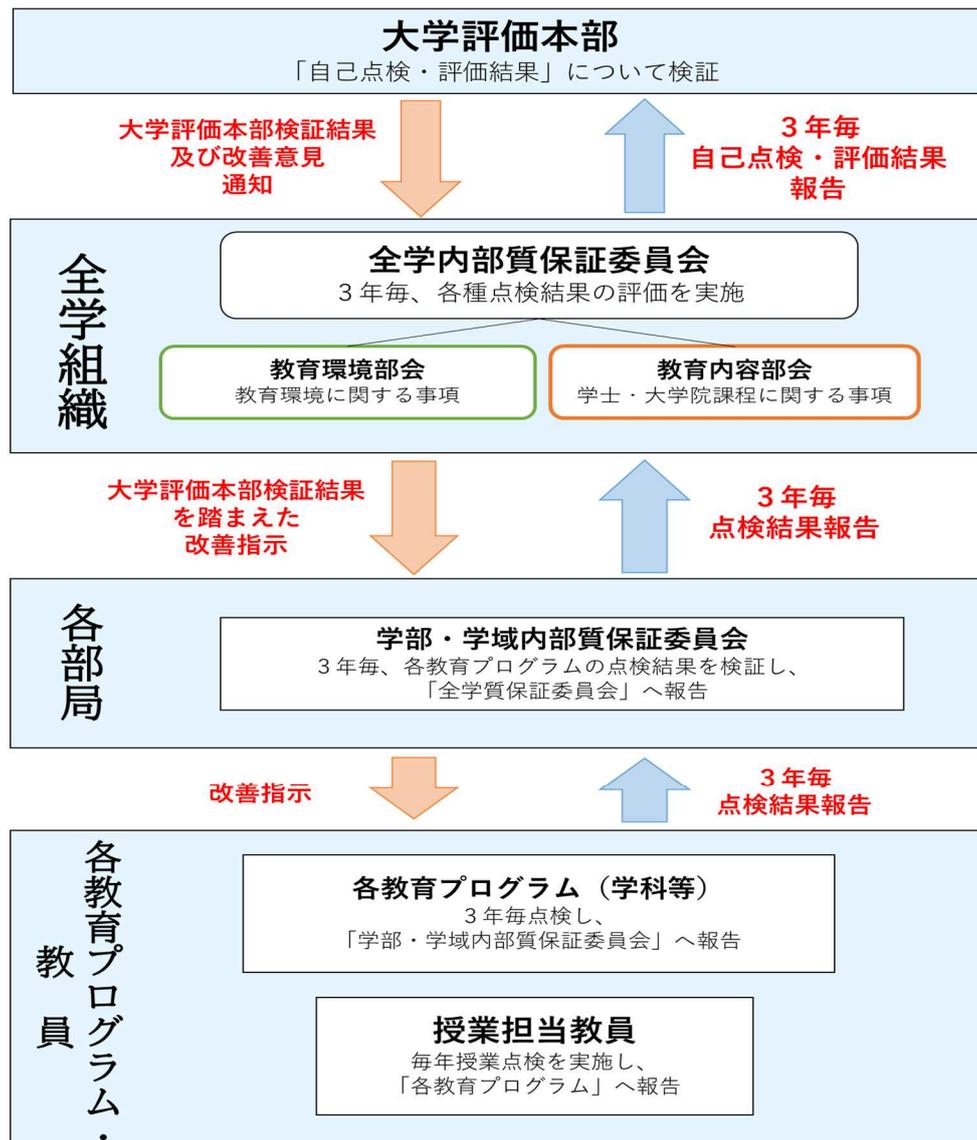
令和5年9月11日
大学評価本部長(学長)

【目的】

教育の「内部質保証」とは、大学が自律的な組織として、その使命や目的を実現すべく、自らが行う教育及び研究・組織及び運営・施設及び設備の状況について、継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことを指す。

本学では、大学評価本部からの指示を受け、全学教育内部質保証委員会(以下、質保証委員会)が中心となり、3年に1度のサイクルを通じて学士課程・大学院課程に対する「教育内容」及び「教育環境」に関する自己点検・評価を実施している。

【山梨大学内部質保証体制図】



【実施状況】

○評価基準

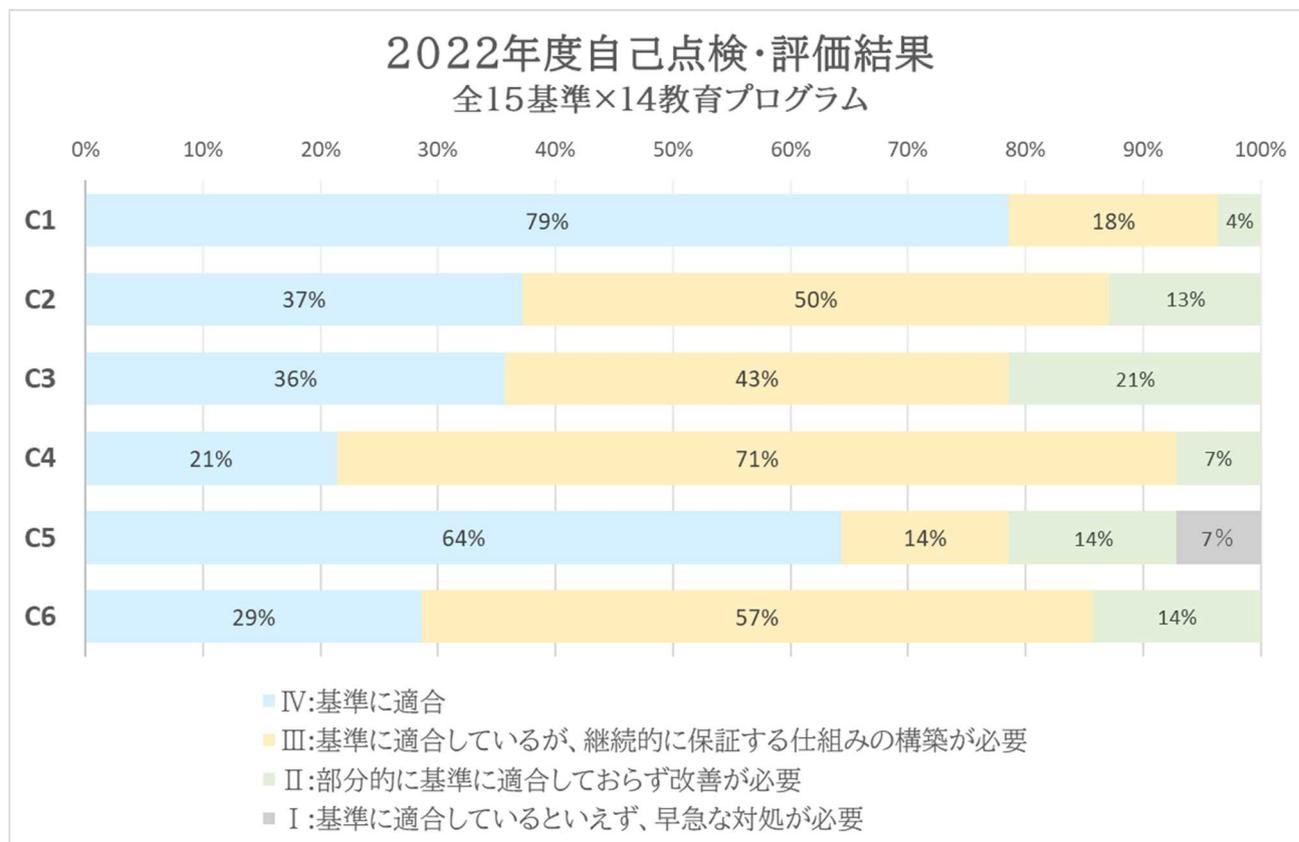
質保証委員会から今回提出(令和5年2月10日付)された自己点検・評価結果では、主に学士課程に対する「教育内容」について、前回(R1年度)実施時の改善意見に対する改善状況の報告及び基準6-3を新たに含めた全15基準に対する点検・評価が行われた。

【「教育内容」評価全15基準】

- 基準C1:教育の基本方針の認定公開周知 (C1-1～C1-2)
- 基準C2:カリキュラムの編成と実施 (C2-1～C2-5)
- 基準C3:学修成果の評価 (C3-1～C3-3)
- 基準C4:入学者の決定 (C4-1)
- 基準C5:教育実施上の組織 (C5-1)
- 基準C6:継続的な教育点検と結果の公表及び改善 (C6-1～6-3)

○自己点検・評価結果

2022年度実施:全15基準×14教育プログラム…全 210 項目で評価を実施



基準 C1～C6 のいずれも評価基準の約8割ないし約9割が、最上位のIV(基準に適合)又は上位から2番目のIII(基準に適合しているが、継続的に保証する仕組みの構築が必要)の評価となった。

【検証結果】

- 前回の試行実施以降も継続的に各教育プログラム及び各部局において点検・取組改善の確認が行われ、その結果が全学組織で総括されており、関係者全てが関与する体制が定着している。評価結果についても引き続きステークホルダーミーティングに報告し、関係者から意見を適切に聴取しており、自己点検・評価の妥当性の担保及び本学の内部質保証システムの機能が維持されていると評価できる。
- 前回点検時から着実に教育改善が進められ、点検結果に大幅な改善がみられる一方、総括報告文P. 16「本学の教育の特に改善が急がれる点」に挙げられている事項(前回点検時の改善事項のうち、一部改善状況が芳しくないものや新たな改善事項)については、次回点検時までには引き続き計画的な教育改善を進めていく必要がある。なお、今回の自己点検・評価により明らかになった本学の優れた教育の取組例は以下のとおり。
 - ①2020年度入学生からデータサイエンス・リテラシー教育が全学部で必修化され、2022年度に文部科学省「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度(リテラシーレベル)」に認定
 - ②大学等連携推進法人の認定により、本学と山梨県立大学の学生が双方の授業(連携開設科目)を受講可能
 - ③生命工学科にバイオ・メディカルデータサイエンス特別コース(BMDS)が2022年度から開設され、高度なデータサイエンス・AI教育を提供
- 前回に続き、教育プログラム間及び部局間での判定結果の基準が統一されていない箇所や部局によって報告書の体裁等に差がみられる箇所が見受けられる。判定結果の基準統一、報告書の体裁等の見直し及びスリム化等を通じて、次回の評価実施に向けた体制を見直す必要があると考えられる。
- 前回挙げられた「別紙2:令和2年度 教育の内部質保証における改善計画一覧」における4つの課題のうち、学士課程に関わるNo. 1, No. 2の2つの課題について、改善計画及び対応スケジュールに沿って改善が進められているものの、両課題とも改善が未完了であり、継続課題として取り組む必要があることから、早期解決に向けて計画を再度見直して次回点検時までには改善が完了するよう対応願いたい。
- 前回に続き、課題の優先順位付け及び対応部局等の適切な区別を行い、次回点検時までには計画的に改善を取組願いたい。また、自己点検・評価の判定結果がⅢ未満の項目については早期改善に取り組むこと及び評価がⅢの項目は更なる改善を検討の上、対応願いたい。

【改善意見】

前述の検証結果を踏まえ、以下の事項については、特に重点的かつ早急な対応が引き続き求められることから、質保証委員会を中心となり改善計画を新たに策定・進捗状況を確認し、大学評価本部へ引き続き報告願いたい。なお、改善にあたっては、各部会や関係する委員会等とも連携しつつ取り組むとともに、定期的に進捗状況を確認願いたい。

- ①全ての卒業生が全てのDP要件を満たしているか確認する方法(学習成果の可視化)を確立させる。
- ②全学的なわかりやすいカリキュラムマップ作成及び公開を完了させ、見直しを行う。
- ③学生の多様化やメンタル面での不安を抱える学生への対応等、全ての教職員が対応していくための研修会等の強化について検討し、実施する。

【参考】

●教育内容の内部質保証基準

基準C1：教育の基本方針の設定公開周知

- C1-1 大学・学部の理念・目的に基づいて各教育プログラムにふさわしい内容・水準の学位授与方針が設定され、公開および関係者への周知がなされていること(認証評価基準 6-1)
- C1-2 学位授与方針を実現するためのカリキュラム編成方針が設定され、公開および関係者への周知がなされていること(認証評価基準 6-2)

基準C2：カリキュラムの編成と実施

- C2-1 DP, CP に対応した体系的で適切な水準のカリキュラムが編成され、公開および関係者への周知がなされていること(認証評価基準 6-3,3-6)
- C2-2 カリキュラムを構成する各科目の到達目標は、DP に記載される項目を学生が満たせるように適切に設定されていること(認証評価基準 6-3)
- C2-3 各科目はその到達目標に対して適切な形態・方法で実施するように設計されていること(認証評価基準 6-4)
- C2-4 各科目の到達目標, 実施形態, 授業方法はシラバスで公開され、関係者への周知がなされていること(認証評価基準 6-4)
- C2-5 各科目は学生が到達目標を達成できるように、適切に実施されていること(認証評価基準 6-4)

基準C3：学修成果の評価

- C3-1 学生が科目の到達目標や DP に記載される項目を満たすことが出来るように、適切な修学指導, 支援の体制が定められ、実施されていること(認証評価基準 6-5, 4-2)
- C3-2 各科目の成績評価においては、到達目標を公正かつ厳格に評価していること(認証評価基準 6-6)
- C3-3 学生がどの程度 DP を満たしているかを点検する方法が適切に定められ、全卒業生が全ての DP を満たしていることが点検・確認され、卒業・修了時に学生に開示されていること(認証評価基準 6-7, 6-8)

基準C4：入学者の決定

- C4-1 DP,CP に適した学生を決定するための入学者選抜方針が設定・公開され、それに則して入学者の決定が行われていること(認証評価基準 5-1,5-2,5-3)

基準C5：教育実施上の組織

- C5-1 各教育プログラムの運営組織が適切に構成され、活動に必要な教員・職員が適切に配置されていること(認証評価基準 1-1,1-2)

基準C6：継続的な教育点検と結果の公表及び改善

- C6-1 カリキュラム, 授業の設計, 実施と評価の方法, を点検する方法が定められ、定期的にかリキュラム全体の改善が行われる仕組みが存在し、有効に機能していること(認証評価基準 2-2, 2-3)
- C6-2 教育活動等の状況に関する基本的な情報、自己点検・評価の結果が適切に公開されていること(認証評価基準 3-6)
- C6-3 前回の自己点検の結果に基づく改善計画が定められ、それに従った継続的な改善が行われていること